

岡山県肺がん精密検診機関基準及び届出要領

1 目 的

本要領は、市町村が住民を対象に実施する肺がん検診の結果、「要精検」となった者に対し、精密検診機関として受診を勧奨できる医療機関の基準及び届出の手続を定めることを目的とする。

2 肺がん精密検診機関基準

肺がん精密検診機関は、次のすべての条件を満たすこと。

(1) エックス線検査の能力を有すること。

ア エックス線撮影装置は、次の装置を有すること。

(ア) 高電圧撮影装置（定格出力150KV）

(イ) コンピュータ断層撮影装置（CT）

イ 放射線科医、呼吸器関連学会の認定医又は専門医、指導医が勤務していること。

ウ 診療放射線技師は、（特非）日本X線CT専門技師認定機構認定のX線CT認定技師、（特非）日本CT検診学会認定の肺がんCT検診認定技師、（公社）日本診療放射線技師会認定のX線CT検査技能検定合格者等のCT専門技師が望ましい。

また、（公社）岡山県診療放射線技師会開催の研修会又は関連する学会に1回／年以上参加していること。

(2) 気管支鏡検査の能力を有すること。

ア 日本呼吸器内視鏡学会の認定医又は専門医、指導医が勤務していること（日本呼吸器内視鏡学会認定施設、日本呼吸器学会関連認定施設であることが望ましい）。

イ アを満たすことができない場合は、日本呼吸器内視鏡学会認定施設又は日本呼吸器学会関連認定施設から協力を得られる体制が確保されていること。

(3) 細胞診及び組織診の検査能力を有すること。

ア 細胞診及び組織診断に関しては、日本臨床細胞学会専門医又は日本病理学会認定医がおこなうこと。

イ 臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞検査士であること。

また、（一社）岡山県臨床検査技師会開催の研修会又は関連する学会に1回／年以上参加していること。

なお、日本臨床衛生検査技師会生涯教育を履修修了した者が望ましい。

ウ 細胞診及び組織診を自己施設で行わない場合は、依頼する機関が（3）ア、イを満たしていること。

(4) 共通事項

診断担当医は、（公社）岡山県医師会及び地区医師会、がん診療連携拠点病院等が主催する読影会、研究会又は研修会、関連する学会に2回／年以上出席すること。

3 届 出

肺がん精密検診機関の届出をしようとする医療機関は、（別記様式1）に必要事項を記入の上、岡山県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会（以下「肺がん部会」という。）に提出するものとする。

肺がん部会は、届出内容を審査し、適正と認められた場合、医療機関に対し受理を通知する。（別記様式2）

4 届出の有効期間

届出の有効期間は、2年以内とする。但し、最初の届出の有効期間は、届出のあった年度の翌年度末とする。また、更新の場合は、有効期間満了日の30日前までに肺がん部会に届出を提出すること。

5 届出後の変更

届出機関は、届出事項に変更のあった場合には、変更の内容、年月日、理由等を明記した変更届（別記様式3）を速やかに肺がん部会に提出すること。

6 辞 退

届出機関は、届出を辞退する場合には、辞退の理由を明記した辞退届（別記様式4）を肺がん部会に提出すること。

7 届出の取消し

肺がん部会は、届出機関が次の各号に該当する場合は届出取消しの審査をし、精密検診機関として不適当と認められれば取り消すことができる。

- (1) 2に定める基準に該当しなくなったとき。
- (2) 岡山県がん登録室へ精密検診結果の報告及びがん登録の届出が3年間全くないとき。
- (3) その他届出施設として不適当と認められたとき。
- (4) 診断医師が、岡山県医師会等の開催する肺がん検診講習会等に連続して2年間出席しなかったとき。
- (5) 診療放射線技師が、(公社)岡山県診療放射線技師会主催の研修会等に参加しなかったとき。
- (6) 臨床検査技師が、(一社)岡山県臨床検査技師会主催の研修会等に参加しなかったとき。
- (7) その他届出施設として不適当と認められたとき。

8 市町村への周知

届出が受理された医療機関は、適格性のある肺がん精密検診機関として、肺がん部会から市町村へ通知する。また、取消しのあった場合にも同様にその旨市町村へ通知する。

9 経過措置

平成18年度末までに次の旧基準により届出を受理された医療機関については、平成20年度末までは届出を有効とするが、平成20年度末時点において2の基準に適合していない場合には精密検診機関一覧から削除する。

- (1) エックス線装置は、次の装置を有すること。
 - ア 高圧撮影装置（定格出力150KV）
 - イ エックス線断層撮影装置又はコンピュータ断層撮影装置（CT）
- (2) 気管支鏡検査の能力を有すること。
- (3) 細胞診及び組織診の検査能力を有すること。

細胞診及び組織診を自己施設で行わない場合は、依頼する医療機関が確保されていること。
- (4) 診断担当医師
 - ア 肺がんの確定診断、気管支鏡検査について十分な経験を有する医師が確保されていること。
 - イ (公社)岡山県医師会主催の読影会、研究会に参加すること。

附 則

平成 8年3月12日から施行する。

平成15年3月 7日 一部改正

平成19年3月27日 一部改正

平成25年3月26日 一部改正

平成26年2月21日 一部改正

平成29年3月14日 一部改正

令和 2年2月13日 一部改正

令和 6年4月 1日 一部改正

岡山県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会

【事務取扱機関】 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健医療部疾病感染症対策課（電話086-226-7321）